

# 実績評価書

(厚生労働省3(Ⅲ-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1)                  基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること                  施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>労働基準法や最低賃金法などに定められる労働時間や賃金等の労働条件確保・改善のため、労働条件に関する相談対応・指導や制度の周知啓発事業を行うもの。具体的には以下のとおり。</p> <p>(1) 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組                  ○ 36協定未届事業場や新規起業事業場等に対し民間事業者を活用し労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等によりきめ細やかな相談支援を実施する。</p> <p>○ フリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」を設置し、労働基準監督署が閉庁している平日夜間、土日祝日に日本語を含む14か国語(外国語は令和元年度開始)での相談対応を行うとともに、事案に応じた相談先等の情報提供を行う労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置や、大学・高等学校等を対象とした労働条件セミナー等により労働基準法等に関する基礎知識の周知を行い、情報発信の強化を図る。</p> <p>(2) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進                  ○ 運送事業者の自発的な取組の促進と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を促進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。</p> <p>○ 管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。</p> <p>(3) 最低賃金の周知及び履行確保                  ○ 最低賃金については、リーフレット等の配付に加え、インターネットや広報媒体を活用した周知広報等により労使をはじめ広く国民に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行っている。</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>○ 全ての労働者が安心して働くことができるように、労働基準関係法令で定める法定労働条件は確保されなければならない。</p> <p>○ そのため、事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働者が人格として価値ある生活を営む必要を満たす労働条件の確保を図る必要がある。</p>				
	<p>2</p>	<p>○ 全ての労働者が安心して働くことができるように、労働基準関係法令で定める法定労働条件は確保されなければならない。</p> <p>○ そのため、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る必要がある。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働条件の確保を図る。</p>		<p>労働条件の確保・改善のためには、個別の事業場等からの相談対応や、事業場等に対する指導を確実に行う必要があるため。</p>			
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。</p>		<p>労働条件の確保・改善のためには、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る必要があるため。</p>			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>905,946</p>	<p>933,044</p>	<p>910,470</p>	<p>970,008</p>	<p>973,867</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>△2,539</p>	<p>201,257</p>	<p>△61,223</p>	<p>0</p>
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>△216,811</p>	<p>216,811</p>	<p></p>
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>905,946</p>	<p>905,946</p>	<p>930,505</p>	<p>894,916</p>	<p>1,125,596</p>	<p></p>
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>749,839</p>	<p>749,839</p>	<p>786,239</p>	<p>760,951</p>	<p>923,751</p>	<p></p>
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>		<p>82.8%</p>	<p>84.5%</p>	<p>85.0%</p>	<p>82.1%</p>	<p></p>
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>		<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>		
	<p>-</p>		<p>-</p>	<p>-</p>		

測定指標

測定指標	<p>指標1</p> <p>36協定の届出件数 (アウトカム)</p>	指標の選定理由	<p>・ 36協定の届出を行わずに時間外・休日労働を行わせる事業場数を減少させるため、36協定届の届出件数を増加させることとし、その指標として、毎年の届出件数の伸び率を過去10年で除した値を基に、目標値を対前年比6万件増と設定している。</p> <p>・ なお、本指標に係る予算措置は講じていない(労働基準監督署等において、個別の事業場等に対する相談対応・指導を行うことにより目標達成を図ることとしている。) (参考)平成27年度:前年比 71,620件増、平成28年度:前年比 58,518件増</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	×
		-	対前年比6万件増	対前年比6万件増	対前年比6万件増	対前年比6万件増	対前年比6万件増	対前年比6万件増		
		115,182件増	55,558件増	96,462件増	71,277件増	44,465件増				
	<p>指標2</p> <p>「労働条件相談ほっとライン」の利用者によるサービスに関する満足度 (アウトカム)</p>	指標の選定理由	<p>適切な相談対応が行われているかを確認するため、利用者の満足度を指標とし、当該サービスに関する利用者へのアンケートについて、全体の70%が満足であった旨の回答を得ることをアウトカムとした。</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>目標値については、令和2年度までは一定水準(70%)を目標値としていたが、事業の実態をより適切に反映するため、令和3年度より「過去5か年の事業実績に対する平均値」を目標値としている。 (参考)令和3年度実績値は当該事業に寄せられたアンケート結果の総数(63,455件)を分母とし、そのうち当該事業の満足度について「満足」であった旨回答したアンケート数(59,273件)を分子として算出したもの。</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	
		-	70%	70%	70%	70%	過去5か年平均(87.6%)以上	過去5か年平均(87.6%)以上		
		80.4%	84.4%	91.2%	92.2%	93%				
	<p>指標3</p> <p>労働時間適正化指導員が個別訪問を実施した事業場から、行われた助言について「参考になった」と回答を得た割合 (アウトカム)</p>	指標の選定理由	<p>個別訪問する事業場に適切に助言をすることが重要であることから、助言が事業場にとって「参考」になったかを指標とし、80%以上から「参考」となった旨の回答を得ることをアウトカムとした。</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>目標値については、令和2年度までは一定水準(70%)を目標値としていたが、事業の実態をより適切に反映するため、令和3年度より「過去5か年の事業実績に対する平均値」を目標値としている。 (参考)令和3年度実績値はアンケート結果の総数(1,061件)を分母とし、そのうち個別訪問について「満足」であった旨回答したアンケート数(1,042件)を分子として算出したもの。</p>							
基準値		年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
-		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○		
-		80%	80%	80%	80%	過去5か年平均(96.8%)以上	過去5か年平均(96.8%)以上			
	94.9%	96.6%	98.4%	97.5%	98%					
<p>指標4</p> <p>集団的な相談支援会(セミナー)に参加した事業場へのアンケートにおいて、回答があったもののうち理解できた旨の回答した割合 (アウトカム)</p>	指標の選定理由	<p>セミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。</p>								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>目標値については、他の類似事業を参考に、一定水準(70%)を目標値とした。 (参考)令和3年度実績値はアンケート回答人数(7,762件)を分母とし、アンケートで理解できたと回答した人数(7,530件)を分子として算出したもの。</p>								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	◎		
	-	-	-	-	70%	70%	70%			
	-	-	-	98%	97%					

測定指標	指標5 労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数 (アウトプット)	指標の選定理由	日本国内で働く外国人労働者数は増加傾向にあり、外国人労働者の労働条件確保のための環境整備が必要であるため、外国人労働者からの労働災害及び労働時間等に係る相談件数(暦年)をアウトプット目標とした。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値については、事業実態を適切に反映することができると考え、過去5か年平均比増としている。 (参考)実績値は都道府県労働局からの報告をもとに算出した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	◎	
	-	2,908件	3,024件	3,184件	3,822件	4,619件	過去5か年平均比増			
		3,484件	3,727件	5,450件	7,503件	6,498件				
	指標6 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定し、取組を進め、令和2年の週60時間以上の雇用者の割合が5.1%と、目標値をほぼ達成できたところ。</li> <li>そのため、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえ、新たに目標を設定したもの。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(参考1)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20085.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20085.html</a> (参考2)総務省「労働力調査」 週労働時間40時間以上の雇用者:3,293人、うち週労働時間60時間以上の雇用者数:290人 ※非農林業雇用者について集計							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
年度ごとの実績値										
-		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	△		
-	-	-	-	-	8.2%	5%				
	12.1%	11.6%	10.9%	9.0%	8.8%					
【参考】指標7 定期監督等実施状況 (令和2年度までは厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」、令和3年度は監督課調べ)	実績値									
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	監督指導により労働基準関係法令違反が認められた事業場数	92,695	93,008	95,764	80,335	83,212				
	全国の労働基準監督署が定期監督等を実施した事業場数	135,785	136,281	134,981	116,317	122,054				

測定指標	指標8 最低賃金額の周知ポスターの認知率 (アウトカム)	指標の選定理由	最低賃金額は、毎年改定されているので、改定後の金額を効果的・効率的な周知を図ることが必要である。最低賃金の周知方法として、ポスターを作成し、掲載を行っていることから、効果的・効率的な周知を行っているかを測る指標として、「最低賃金額の周知ポスターの認知率」を選定している。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度の目標値は、過年度の実績等を踏まえて設定している。 (参考1)平成27年度:12.1%、平成28年度:16.4% (参考2)令和元年度からは、中吊り広告等を実施しており、それらの認知率の合計を記載している。 (参考3)令和3年度実績値は分母:調査回答者の数(2000人)、分子:ポスター等に接触した人の数(382人)から算出したもの。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	△
		16.4%	20%	20%	20%	20%	22%	22%		
		18.6%	21.0%	20.3%	21.3%	19.1%				
	指標9 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合 (アウトプット)	指標の選定理由	最低賃金は毎年改定されるものであり、全労働者に適用されるものであることから、様々な媒体で広く周知することが必要である上に、地方公共団体の広報誌は発行部数が多く、あまねく住民に周知されるものであるため、かかる媒体に最低賃金額を周知することは極めて重要である。  このため、都道府県労働局のみならず、市町村とも連携して効果的な周知広報を行っているかを図る代理指標として、「市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合」を指標として選定している。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	過去5年の実績状況に基づき、掲載割合が90%以上となるよう目標値を定めている。  また、昨今においては、目標値である90%を超える水準の掲載率を維持しているが、これは、行政が各年度において労働局幹部が直接地方公共団体を訪れ、掲載依頼を行った結果であり、今後も同程度の水準を維持することが必要である。  (参考1)平成27年度:91.7%、平成28年度:96.0% (参考2)令和3年度実績値89.7%は分母:自治体広報誌発行数(1793件)、分子:自治体広報誌掲載数(1609件)から算出したもの。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値								
平成27年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		△	
91.7%		90%	90%	90%	90%	90%	90%			
	93.5%	93.7%	92.3%	81.0%	89.7%					
【参考】指標10 最低賃金に関するポスターの配布枚数	実績値									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
	42,406枚	42,176枚	45,788枚	45,956枚	48,810枚					
【参考】指標11 最低賃金特設サイトのアクセス件数	実績値									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
	1,159,926pv	923,816pv	1,872,268pv	1,768,727pv	1,757,894pv					
【参考】指標12 最低賃金の未満率・影響率の推移 (上段:未満率、下段:影響率)	実績値									
	賃金構造基本統計調査(事業所規模5人以上)									
		平成22年度	平成23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	平成27年度			
	【未満率】	1.5%	1.7%	1.7%	1.9%	1.8%	1.7%			
	【影響率】	2.6%	2.4%	2.7%	3.5%	3.4%	4.0%			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	【未満率】	1.3%	1.3%	1.3%	1.8%	2.0%	1.9%			
	【影響率】	4.3%	4.8%	4.8%	6.1%	2.5%	5.9%			
	最低賃金に関する基礎調査(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))									
		平成22年度	平成23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	平成27年度			
	【未満率】	1.6%	1.7%	2.1%	1.9%	2.0%	1.9%			
	【影響率】	4.1%	3.4%	4.9%	7.4%	7.3%	9.0%			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
【未満率】	2.7%	1.7%	1.9%	1.6%	2.0%	1.7%				
【影響率】	11.1%	11.9%	13.8%	16.3%	4.7%	16.2%				

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>第12回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和4年8月31日開催)で議論いただいたところ、以下の12点について意見等があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p>
	<p>【達成目標1の主要な指標について】 ① 課題1は「労働時間その他の労働条件が適正に確保されていない労働者が存在する」ということであり、これに対応する達成目標が「労働条件の確保を図る」というもの。すなわち、長時間労働が減っているか、労基法違反の長時間労働がないのかが争点であり、36協定の届出件数(指標1)はそのための手段にすぎないと考えられる。したがって、達成目標1に係る主要な指標を見直すべきではないか。 ⇒ 指摘を踏まえ、主要な指標を「週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合」(指標6)に変更する。</p>
	<p>【達成目標1の指標2及び指標3について】 ② 指標2及び指標3は、直近5年度でも安定的に目標値を大きく上回っており、指標としての役割を終えたと考えられることから、達成目標1の進捗状況を把握する指標として別の指標を設定すべき。 ⇒ 指摘を踏まえ、指標2及び指標3を達成目標から除外する。なお、別の指標としてどのような指標を設定すべきか等については、今後検討していく。</p>
	<p>【達成目標1の指標5について】 ③ 外国人労働者に着目し、労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数を指標としているが、相談件数だけでなく、外国人労働者の労働時間の実態や、労基法違反の状況等について把握することが基本ではないか。 ⇒ 法違反の状況等の監督指導の状況については、その件数が経済情勢等により左右されることから、参考指標としているが、他にどのような指標を設定すべきか等については、今後検討していきたい。</p>
	<p>【達成目標1の指標6について】 ④ 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合については、直近では減少幅が鈍化しており、このままでは令和7年度における目標値の達成が難しいことが想定される。そのため、実績評価書の「施策の分析」欄において、どのような業種で減少幅が鈍化しているのかなど、属性に応じた分析を行い、令和7年度の目標達成に向けて重点的に取り組むべき内容を明確にすることが必要ではないか。 ⇒ 指摘を踏まえ、現状分析欄に記載を追加した。</p>
	<p>【達成目標1に係る指標の追加について】 ⑤ 参考指標7では、労働基準監督署における定期監督等実施状況を記載しているが、監督指導の結果により、長時間労働等の労基法違反の是正状況等について指標としてはどうか。 ⇒ 法違反の状況等の監督指導の状況については、その件数が経済情勢等により左右されることから、参考指標としているが、他にどのような指標を設定すべきか等については、今後検討していきたい。</p>
	<p>【達成目標2の指標8について】 ⑥ 最低賃金額の周知ポスターの認知率を達成目標2の主要な指標として設定しているが、そもそも最低賃金額の認知経路としてポスター又は自治体の広報誌経由というのは1割程度にすぎない。テレビ等の他の媒体経由の認知割合の方が高いことも踏まえると、指標8及び指標9を指標として継続することや主要な指標として設定することは不適切ではないか。 ⇒ ポスターや自治体広報誌は、広く国民に対する周知広報として主要な媒体であると考えており、これらの認知率に関しては引き続き指標として継続していきたい。一方で、指摘を踏まえ、費用の問題はあるものの、認知割合の高いテレビ等の手法の活用についても検討してまいりたい。</p>
	<p>【達成目標2の指標9について】 ⑦ 指標9の目標値を引き上げるべき。 ⇒ 過去5か年の実績を踏まえ、目標値を92%に引き上げることとする。</p>
	<p>【達成目標2に係る指標の追加について】 ⑧ 最低賃金の周知だけでなく、最低賃金を遵守していない事業場の割合がどの程度あるのか等が目標となるのではないか。 ⇒ 指摘を踏まえ、参考指標12としている最低賃金の未満率を測定指標とすることとしたい。</p>
	<p>【達成目標2に係る参考指標の測定指標への変更について】 ⑨ 参考指標12として記載されている最低賃金の未満率を低下させていくことは重視する必要があり、これを測定指標とすることはどうか。また、影響率についても同様に測定指標とすることはどうか検討されたい。 ⇒ 指摘を踏まえ、参考指標12としている最低賃金の未満率を測定指標とすることとしたい。 一方、影響率については、最低賃金の引き上げ幅に直接影響を受けるものであるため参考指標に留めるべきと考える。</p>
<p>【達成目標2について】 ⑩ 最低賃金の周知については、テレビを通じての認知割合が相対的に高いので、総務省と連携し各地のローカルニュースで最低賃金額を報道していただくことが、周知の面で有効であると考え、そのような方法も検討されたい。 ⇒ 指摘を踏まえ、費用の問題はあるものの、認知割合の高いテレビ等の手法の活用についても検討してまいりたい。</p>	
<p>⑪ 課題2と達成目標2が全く同じ内容になってしまっている。課題には、何について問題意識を持っているかを記載し、達成目標には、認識している課題の解決のために具体的に何をすることを記載しないと意味がない。 ⇒ 指摘を踏まえて、令和4年度事前分析表より、課題欄及び達成目標欄の記載を以下のように修正した。 課題2:最低賃金法の遵守が求められる中、最低賃金が適正に確保されていない労働者が存在する。 達成目標2:最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。</p>	
<p>【全般について】 ⑫ 数字の出所について、どの調査から引用した数字なのか分かるよう極力明確にすべき。 ⇒ 指摘を踏まえて、指標5～指標7の実績値について数字の出所が明らかになるよう記載を追加した。</p>	

<b>評価結果と 今後の方向性</b>	<b>目標達成度合いの測定結果</b>	(各行政機関共通区分) ④【進展が大きくない】
	<b>総合判定</b>	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】 (判定理由) <hr/> <b>【達成目標1】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1(36協定の届出件数)について、令和3年度の実績値は目標値に対する達成度(以下「目標達成率」という。)が74.1%(&lt;80%)であるため、指標の達成状況としては、「×」(未達成)と判断した。</li> <li>指標2(「労働条件相談ほっとライン」の利用者満足度)及び指標3(労働時間適正化指導員が個別訪問を実施した事業場に対するアンケート調査結果)の目標達成率は、それぞれ106.2%、101.2%であるため、いずれも指標の達成状況としては「○」(達成)と判断した。</li> <li>指標4(セミナー参加事業場に対するアンケート調査)及び指標5(労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数)の目標達成率は、それぞれ138.6%(&gt;120%)、140.7%(&gt;120%)であるため、いずれの指標の達成状況としては「◎」(目標を大幅に上回る)と判断した。</li> <li>指標6(週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合)の目標達成率は、92.7%であるため、指標の達成状況としては、「△」(概ね達成)と判断した。</li> </ul> <hr/> <b>【達成目標2】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標8(最低賃金額のポスターの認知率)については、令和3年度は22%とする目標を設定していたが、実績は19.1%と目標達成率は86.8%であるため、指標の達成状況としては、「△」(概ね達成)と判断した。</li> <li>指標9(市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合)については、目標値が90%であったところ、令和3年度は89.7%と目標達成率:99.7%であるため、指標の達成状況としては、「△」(概ね達成)と判断した。</li> </ul> <hr/> <b>【総括】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>以上より、主要な指標(指標1及び指標8)のうち、指標1の達成状況が「×」となった。一方で主要な指標以外の指標(6指標)は、6指標中「◎」が2指標(指標4及び指標5)、「○」が2指標(指標2及び指標3)、「△」が2指標(指標6及び指標9)である。</li> <li>こうした状況を踏まえ、主要な測定指標の達成状況の一部が「×」となったものの、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないとは言えないことから、判定結果は④【進展が大きくない】に区分されるものとして、B(達成に向けて進展あり)と判定した。</li> </ul>
	<b>施策の分析 (有効性の評価)</b>	(有効性の評価) <b>【達成目標1】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、令和3年は目標未達となったが、その要因は新型コロナウイルス感染症の影響で監督指導の件数が減少したことや時間外労働の上限規制の施行(大企業:令和元年4月、中小企業:令和2年4月)により、令和元年・2年の届出件数が増加していたことの反動等により、令和3年の届出件数が目標値ほど増加しなかったものと考えられる。</li> <li>一方で、平成29年度から令和2年度までの実績は、平成30年度を除き目標値を大きく上回っており、また、毎年確実に数万単位で届出件数が増加していることを鑑みれば、時間外・休日労働を行わせる事業場に36協定の届出を求める取組は有効に機能していると評価できる。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標2については、目標値を上回る90%超の満足度が認められたことから、労働条件ほっとラインの実施は、有効に機能していると評価できる。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標3については、個別訪問先より「参考になった」と回答した率が、90%を超えており、労働時間適正化指導員による戸別訪問が適正に機能していると評価できる。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4については、目標を大幅に上回っていることから、セミナーの実施は有効に機能していると評価できる。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標5については、目標値を約1,800件上回る相談件数の実績が認められたことから、相談窓口の必要性が認められ、また、設置した相談の実施が有効に機能していると評価できる。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標6については、労働基準監督署の労働時間相談・支援班や働き方改革推進支援センターでの制度周知、相談・支援等の実施により、平成29年度以降、実績値は減少してきており、これらの取組が有効に機能していると評価できる。</li> </ul> <hr/> <b>【達成目標2】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標8の認知率については、約5人に1人の割合で周知ポスターを認知しており、最低賃金制度の周知広報として有効に機能していると評価できるものの、今後は従来の手法のみならず、インターネット広告への注力等も検討していく必要がある。</li> <li>指標9の掲載割合については、90%近い市町村広報誌への掲載ができていることから、最低賃金制度の周知広報として有効に機能していると評価できる。</li> </ul>

	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (効率性の評価)</b></p>	<p>(効率性の評価)</p> <p><b>【達成目標1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、通常行われている個別の相談対応等を通じて取組が進められており、予算を措置することなく36協定の届出件数を増加させているため、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標2については、令和2年度から令和3年度の精算額が約5,000万円減額しているにもかかわらず、目標値として定めた満足度を達成していることから、効率的な事業運営が行われたと評価できる。</li> <li>指標3については、個別訪問件数が約200件増加している中、目標値として定めた訪問先が「参考になった」と回答した率を達成しており、効率的な取組が行われたと評価できる。</li> <li>指標4については、令和2年度から予算額を約3,000万円削減している中で、目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標5については、令和元年度以降、対応言語数を増やすなどして、社会的ニーズを踏まえた事業メニューの見直しを適宜行っており、過去5年間にわたり、目標値とした相談件数を上回っていることから、効率的な取組が行われてきたものと評価できる。</li> <li>指標6については、働き方改革推進支援センターの予算額を令和2年度から削減している(対前年度比24.2億円減)中でも、実績値は減少してきていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul> <p><b>【達成目標2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標8については、令和元年度以降の執行額に大きな変動はなく、毎年度、訴求対象者に対するより効果的な掲載先等についての見直しも行っているが、今後は従来のポスター掲載等の手法のみならず、インターネット広告等も活用したより効果的な手法を検討し、費用対効果の高い手法を模索していく必要がある。</li> <li>指標9については、90%という目標値の達成に向け、限られた予算のもと、効率的に周知を図るために、労働局幹部が直接地方公共団体を訪れ、自治体広報誌への掲載依頼を行っているところ、予算を措置することなく周知に取り組んでいることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>評価結果と 今後の方向性</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (現状分析)</b></p>	<p>(現状分析)</p> <p><b>【達成目標1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、昨年度比6万件増という設定目標に対して約74%の達成率となった。過去3年は目標値を超える実績があり、過去5年のスパンで見れば増加傾向を堅持できていると判断しているが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響などもあって、増加率が低調だったと考えている。</li> <li>指標2については、指標とした満足度について、直近5年間すべて目標値を超えており、とりわけ、令和元年度以降は、継続して90%以上を維持している。引き続き、外国人労働者の適切な労働条件確保のため、継続して、適切に電話相談窓口の運営を行う。</li> <li>指標3については、過去5年間にわたり、「参考になった」と回答した率が90%以上の高い実績が認められ、引き続き、事業場を個別訪問し、事業場の適正な労働時間管理を促すべく、取り組む。</li> <li>指標4については、令和3年度の実績値は97%であり、70%という目標を達成している。今後も、参加者の遵法意識の改善という目標を達成すべく、取組を進めていく。</li> <li>指標5については、令和3年度に目標値を約1,800件上回る実績が認められ、過去5年間にわたり大幅に目標値とした相談件数を超える実績が認められる。引き続き、外国人労働者の労働条件確保のため、相談業務に取り組む。</li> <li>指標6について、週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者数は、運輸・郵便業、卸売・小売業、製造業において40万人以上となり、建設業等において20万人を超えている。このため、労働基準監督署においては、こうした業種を含む、長時間労働が疑われる事業場に対して、監督指導を徹底するとともに、労働基準監督署の労働時間・相談支援班や働き方改革推進支援センターによる制度周知、相談・支援等を実施し、引き続き、労働時間の削減に向けて取り組む。</li> </ul> <p><b>【達成目標2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標8については、認知率が毎年度目標値(20%)近辺で推移していたため、令和3年3月の有識者会議におけるご指摘を踏まえ、目標値について22%に上方修正を行ったところである。</li> <li>令和3年度の実績が目標値を下回ったことについて、詳細な分析はできていないものの、掲示開始期間(9/27週～)と緊急事態宣言及び経過措置期間が重なったこともあり認知率が低下した等の理由が考えられる。</li> <li>今後は、従来行ってきたポスター掲示等の方法に限らず、認知率の向上に向けた施策を進めていくことが必要である。</li> <li>例えば、インターネット広告による周知広報は、最低賃金額が都道府県毎に異なるため、技術的制約により、インターネット広告閲覧者自身に適用される地域別最低賃金額を表示させることが困難であるという課題があるが、外出機会の減少に影響を受けづらい等のメリットが考えられるため、ポスター等による従来の周知と併せて、取組を行っていくことを検討したい。</li> <li>指標9の掲載割合については、令和2年度の掲載率から大幅に改善した一方で、目標値を0.3%下回った。</li> <li>令和2年度については、コロナ禍において最低賃金改定の目安額が示されず、各都道府県において改定なし、またはわずかな引き上げとなったことから、掲載に至らなかったケースが増加したものと考えられる。</li> <li>令和3年度については、全国で28円の引き上げが示されたこともあり、令和2年度との比較で掲載率は改善している。今後はさらなる掲載割合の向上に向け、引き続き地方公共団体に対してより早期に掲載依頼を行う等の取組を進めていくことが必要である。</li> </ul>

評価結果と 今後の方向性	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		<p><b>【達成目標1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、経済状況等の外的要因にも左右される指標ではあり、年度ごとの増加傾向は維持していることから、今回の結果のみをもって見直しの要否までを判断することは困難である。そのため、引き続き丁寧な窓口対応等により目標達成を目指していく。なお、前掲の指摘を踏まえ、指標1について、主要な指標とはしないこととする。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標2及び指標3については、前掲の指摘を踏まえ、指標から除外する。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4及び指標5については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標6は目標値をやや下回ったが、実績値の減少や効率性の向上が認められることから、引き続き取組を継続することにより、目標達成を目指していく。なお、前掲の指摘を踏まえ、指標6を新たに主要な指標とする。</li> </ul> <p><b>【達成目標2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標8及び指標9については、順調に推移しているが、目標値の完全達成には至っていないことから、引き続き取組を継続していく。指標9について、過去5か年の実績を踏まえ、目標値を92%に引き上げることとする。</li> <li>また、上記のとおり課題があるものの、インターネット広告の活用等、従来の方法に留まらない効果的な広報手法を検討していく必要がある。</li> <li>参考指標であった未満率を測定指標とする。</li> </ul>

参考・関連資料等	関連法令(労働基準法、最低賃金法:右記検索サイトから検索できます) URL: <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/">https://elaws.e-gov.go.jp/</a> 労働基準監督年報 URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kantoku01/">https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kantoku01/</a> 労働条件相談ホットライン URL: <a href="https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/">https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/</a> 最低賃金特設サイト URL: <a href="https://saiteichingin.info/">https://saiteichingin.info/</a> 関連事業の行政事業レビューシート URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2017/h28_3-1-1.html">https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2017/h28_3-1-1.html</a>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	労働基準局 総務課 監督課 賃金課 労働条件政策課	作成責任者名	労働基準局 総務課長 古館哲生 監督課長 竹野佑喜 賃金課長 岡英範 労働条件政策課長 松原哲也	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---------------------------------------	--------	-----------------------------------------------------------------	----------	--------